

職員募集のお知らせ（教育委員会教職員課高等学校・特別支援学校係）

以下のとおり、岐阜県教育委員会会計年度任用職員を募集します。

募集概要

職名	特別教育活動支援員
募集人数	約400名程度
所属名・勤務地	・県立高等学校 ・県立特別支援学校
業務内容	部活動における技術指導等
任期	学校の実情に応じて必要とする期間で、採用する日が属する年度内の日（最長でも年度末）まで
勤務日、勤務時間及び休憩時間等	○勤務時間は、1週間について29時間をこえない範囲において勤務する学校長が定めます。 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校長が定めます。
所定勤務時間を超える勤務の有無	無
週休日、休日	週の勤務日の状況に応じて個別に学校長が定めます。
報酬	○時給1,470円 ○勤務する月の翌月の21日に支給 ○期末手当の支給なし ○地域手当を支給 ○定期昇給なし ○退職金なし ○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給
社会保険、労災保険及び雇用保険	○社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の適用はありません。 ○労災保険に加入。

○受験資格（欠格条項）について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・県と特別な利害関係のある営利企業等（※）に兼業する者

※ 例えば、補助金等の割当や交付等を行っている場合、物件の使用、権利の設定等について許認可を行っている場合などの関係、または、工事契約や物品購入契約等の契約関係がある企業をいいます。

○当初予算成立について

本採用は、「令和4年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。

そのため、令和4年第1回岐阜県議会定例会（例年2月開会）において、各事業に係る予算案が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承願います。

なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

○その他留意事項

- ・採用後1カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
 - ・地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。
 - ・同法に定める、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けことがあります。
 - ・選考によらず、直近の勤務実績（人事評価）を基に、2回を限度として再度の採用を行うことがあります。
 - ・会計年度任用職員として一度退職されたのち、他の任命権者（※）で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。
- ※ 任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等（人事委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など）をいいます。
- ・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務している（する）場合、週の勤務時間が計38時間45分または1日の勤務時間が7時間45分を超過することはできません。

試験内容

試験内容	面接及び書類選考
試験日時（予定）	各学校から連絡でお知らせします。
試験会場	連絡のあった学校で行います。

合格発表

合格発表日（予定）	各学校から面接時にお知らせします。 合否結果を郵送で通知します。
-----------	-------------------------------------

募集方法

以下のとおり申し込んでください。

申込方法	下記のホームページより登録すること。 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/184486.html
受付期間	令和3年12月1日（水）～ ・できる限り勤務を希望する年度の前年度、2月中旬までに登録をしてください。 ・採用については、学校において必要が生じた際に、その都度ご連絡します。そのため、登録者全員が採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。

問い合わせ先

所属	教職員課高等学校・特別支援学校係
電話	(058) 272-8741 内線：3619
FAX	(058) 278-2817
メールアドレス	c17766@pref.gifu.lg.jp